

明石市立あおぞら園・きらきら

指定管理者募集要項等の質問に対する回答

1	質 問	仕様書 5 (5) ア (ア) b 及びイ (ア) b 「職員数基準」について 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理担当職員等について、すべての職種を配置することが必須でしょうか。各職種について、常勤・専従の要否、必要人数又は勤務時間数、あおぞら園ときらきらとの兼務、非常勤による配置及び業務委託の可否をお示ください。
	回 答	機能訓練担当職員については、すべての職種を配置することは必須とはしていませんが、児童発達支援センターにおける中核機能を発揮するために、多職種連携のチームアプローチにより、専門的な支援を提供できる体制が望ましいと考えます。 各職種の常勤・専従の可否、必要人数等については、仕様書のとおり、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準や中核機能強化加算Ⅲ以上を取得できる体制を整備することとしてください。
2	質 問	仕様書 8 (1) 「指定管理料の支払」について 5年間の収支計画を作成するに当たり、応募時に提案した各年度の指定管理料を基本として、各年度の年度協定額を決定するとの理解でよいでしょうか。 また、指定期間中に、障害児通所給付費、利用児童数、人件費、物価、委託料又は制度改正等について、応募時の収支計画に対して大幅な変動が生じた場合、指定管理料及び事業内容の変更について協議することは可能でしょうか。指定管理者の責めに帰さない制度改正、報酬改定、物価・人件費等の著しい変動について、年度協定額の変更対象となる場合の考え方及び協議手続も併せてお示ください。
	回 答	応募時に提案いただいた各年度の指定管理料を上限額として、各年度の年度協定額を決定します。指定期間中に、大規模な感染症の拡大や災害等があった場合は、適宜双方協議の上、指定管理料を決定することとなります。 物価・人件費等の著しい変動に対しては、報酬改定や処遇改善加算等の取得など、国の制度において一定対応できるものと考えておりますが、次年度の事業計画提出時において状況報告等を行ってください。
3	質 問	仕様書 5 (11) ア (キ) 「言語聴覚士派遣業務」について 当該業務は、仕様書 5 (5) に基づき指定管理者が配置する言語聴覚士とは別に実施する業務でしょうか。市が想定する業務内容、対象、実施回数及び時間数をお示ください。
	回 答	仕様書 5 (11) アは、現指定管理者が再委託を行っている業務となります。これらは参考情報を記載したものであり、法令等により実施が義務付けられているものを除き、個別の業務の実施を指示するものではありません。
4	質 問	次年度の事業計画書及び収支計画書の提出期限について 仕様書 5 (13) ウでは提出期限を「9月末まで」としていますが、募集要項 18 (1) では「10月末まで」と記載されています。正しい提出期限をお示ください。
	回 答	募集要項 18 (1) では「10月末まで」とあるのは誤記載となります。正しくは、仕様書 5 (13) ウのとおり、提出期限は9月末までです。

5	質 問	仕様書 5（6）「児童発達支援センターの中核機能の発揮に向けた業務」について 仕様書では、中核機能強化加算が算定できる体制を整備するとともに、地域の障害児通所支援事業所に対する支援、地域のインクルージョン推進、相談支援等の中核機能を発揮することとされています。 5年間の事業計画及び収支計画を作成するため、市が想定する具体的な業務内容、対象範囲、実施回数又は達成水準をお示ください。 また、これらの業務について、あおぞら園・きらきら、ゆりかご園及び市の役割分担並びに、市職員の協力や関係機関との調整等、市が行う支援の範囲をお示ください。
	回 答	児童発達支援センターに求められる中核機能が発揮されるような取組をご提案いただきたい。 その上で、当市が必要に応じた対応を行います。
6	質 問	仕様書 5（11）依「備品管理業務」及び仕様書 8（3）「指定管理料の精算」について 仕様書には「備品の一覧は別途提供します」と記載されていますが、収支計画を作成するため、備品一覧及び各備品の取得年度、現在の状態、指定期間中に更新が見込まれる備品があれば、その内容をお示ください。 また、備品購入費及び修繕料は、それぞれ年間 750 千円を収支計画書に計上することとされていますが、上限額を超える備品の更新又は修繕が必要となった場合の市と指定管理者の費用負担及び協議手続をお示ください。 併せて、リスク分担表に記載された「経年劣化等による小規模な修繕」の判断基準をお示ください。
	回 答	備品一覧表については、基本協定書締結時に提供することを予定しています。また、備品購入費は、収支計画において年間 750 千円を計上することとしております。 上限額を超える備品購入または修繕が必要な場合は、必要性・緊急性を踏まえ適宜協議をお願いします。 「経年劣化等による小規模な修繕」は、外壁修繕や電気設備等以外の 1 件あたり 100 万円未満の小規模な修繕を想定しております。
以下、質問はありません。		